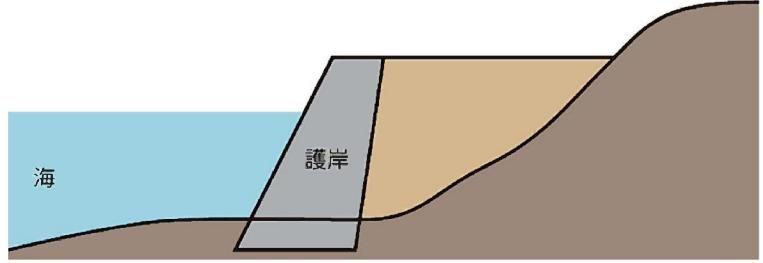
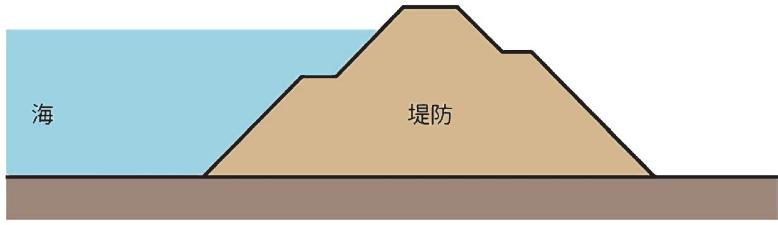


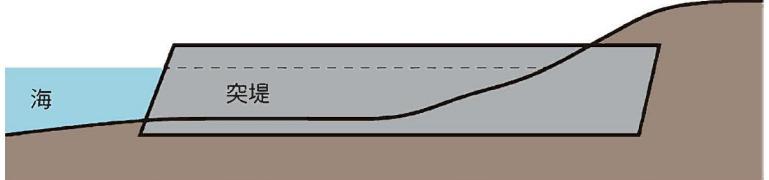
# 港湾用語の解説

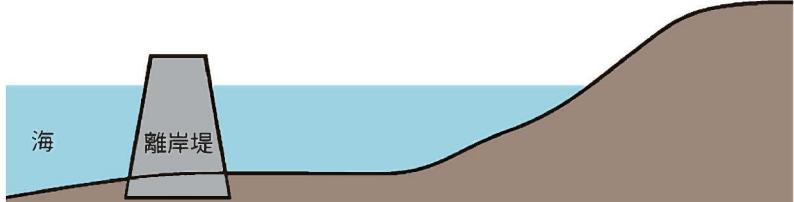
芦屋港活性化基本計画より抜粋

用語	解説
移出入 いりしゅつにゅう	貨物・産物を国内の他の地域へ送り出すこと、及び、他の地域から移し入れること。
上屋 うわや	荷揚げした貨物や船に積み込む貨物を一時的に保管するための施設をいい、上屋は一時保管、倉庫は長期保管用とされる。
エプロン えプロン	船舶と直背後上屋又は荷さばき地との間で、貨物を円滑に移動させる場所。
外郭施設 がいかくしせつ	港湾区域内の水面の静穏確保及び水深を維持し、港湾及び背後地を波浪、高潮から防護するための施設。防波堤、防潮堤、防砂堤及び導流堤などがある。
外国貿易／ 内国貿易 がいこくぼうえき／ ないこくぼうえき	外国貿易は、外国の港湾との間で直接取り引きのあった貨物の出入りのこと。内国貿易とは、外国貿易以外のものをいう。
岸壁 がんぺき	船舶を接岸、係留させて、貨物の積み下ろし、船客の乗降などの利用に供する施設。
グロストン (G/T)	船舶の大きさを表す単位であり、グロストンと総トン数は同義。G/Tと略す。
けいせんがん けい船岸	船舶を係留する岸壁
係船杭 けいせんこう	船舶を係留するために港湾内の水域に杭などを打ち込んで作る構造物。
係船浮標 (ブイ) けいせんふひょう	船舶を係留するために港湾内に設けられた浮標。
係留施設 けいりゅうしせつ	船舶をつなぎとめる施設の総称で、種類は岸壁、係船浮標、係船杭、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場がある。
航行 こうこう	船が航路を進むこと。
航路 こうろ	船舶が安全に航行できるように港則法で定められた水路水域で、航路を航行する船舶の優先権が認められている。
港湾管理者 こうわんかんりしゃ	港湾法に基づき、港湾を一体的に管理運営し、その総合的開発発展を図る公共的責任の主体。

用語	解説
港湾区域 こうわんくいき	港湾法により定められている手続きにより、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者の権限が及ぶ範囲として認可された水域。
港湾計画 こうわんけいかく	港湾法により定められている法定計画であり、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行うにあたっての指針となる基本的な計画。
港湾施設 こうわんしせつ	港湾は港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域から構成されており、その機能を果たすために設けられる施設の総称。
港湾隣接地域 こうわんりんせつちいき	港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾区域（水域）に隣接した陸域で港湾管理者が指定した地域。
護岸 ごがん	波による陸の浸食を防ぐために設置する構造物。 
国際拠点港湾 こくさいきよてんこうわん	国際戦略港湾以外であり、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定められた港湾。福岡県内では、北九州港及び博多港がこれに該当する。
国際戦略港湾 こくさいせんりやくこうわん	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定められた港湾。
さん橋 ばし	岸壁と同様、船舶を接岸、係留させて、貨物の積み下ろし、船客の乗降等の利用に供する施設。杭のある間隔で打ち込み、杭頭部を床状に構築した係留施設をいう。

用語	解説
じゅうようこうわん 重要港湾	こくさいせんりやくこうわん　こくさいきよてんこうわん 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの。福岡県内では、苅田港、三池港がこれに該当する。
しゅんせつ 浚渫	こうろ　はくち　すいしん 海底などの土砂を取り去る土木工事。航路、泊地の水深維持や環境保全、浄化のため行われる。
すいいきしせつ 水域施設	こうろ　はくち　ふね 航路、泊地、船だまりの総称。
すいしん 水深	すいしん 海図では、その地域で潮が最も下がった面を水深の基準面（水深0 m）としており、この面（最低水面）から測った海底までの距離を示す。
せいおん　ど 静穏度	こうろ　はくち　せいおん 港湾における航路、泊地の静穏（しづかでおだやかなこと）の度合い。船舶の操船・停泊・係留の安全性を表す値。
せつがん 接岸	がんぺき 船が岸壁または陸地に横づけになること。
せんぱく 船舶	こうこう 水上を航行して貨客を輸送する構造物。
そうとんすう 総トン数	かいりゅうしせつ 船舶の大きさを表すための指標で、重量では無く容積を表す指標。係留施設の使用料や入港料は、総トン数1トンについて定められている。グロストンと同義。
ちほうこうわん 地方港湾	こくさいせんりやくこうわん　こくさいきよてん 港湾法における港湾の一区分であり、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾で、地方の利害にかかる港湾を示す。福岡県内では芦屋港の他に、大牟田港、若津港、宇島港、大島港が分類される。
ていぼう 堤防	地面を嵩上げし、海水等の進入を防ぐ構造物。 
どうりゅうてい 導流堤	川の合流点や河口の部分において、流水の方向や速度を一定に保つことで、土砂の堆積を防ぐために設けられる構造物。

用語	解説
特定重要港湾	<p>じゅうようこうわん 重要港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾として政令で定められた港湾。2011年4月より特定重要港湾は こくさいせんりやくこうわん こくさいきょでんこうわん 国際戦略港湾と国際拠点港湾に名称変更された。</p>
突堤	<p>とつてい 陸岸から海中に長く突き出た堤防上の構造物。</p> 
内航	国内の海上輸送サービスのこと。
荷さばき地	海上輸送貨物を積み下ろしするための仕分け、整理する場所。
入港	船が港に入ること。
野積場	のづみば 野積場は、上屋と同様に海上輸送貨物の荷さばきや一時保管のための施設で屋根のないものをいう。
バース	せんぱく 船舶を係留できる施設を施した所定の停泊場所。
泊地	はくち 船が安全に停泊できる海域のこと。泊地には十分な深さ・広さ、波がないことが大切である。
波除堤	はじよてい せいおん 内港や船だまりの静穏を保つために設ける小型の防波堤。
避難港	ひなんこう 暴風雨の際に、小型の船が避難することを主な目的とする港。
埠頭	ふとう がんぺき、ものあげば 岸壁、物揚場等の係留施設及びその背後の鉄道、上屋、倉庫など けいりゅうしせつ うわや りんこうちたい 陸上整備を含めた広い範囲での臨港地帯のこと。
船揚場	ふなあげば 小型船舶を陸上に揚げるために設置する斜路（スロープ）。
船だまり	ふな わんおうぶ わんおうぶ 船だまり わんおうぶ 小型船舶を係留するため湾奥部に位置する防波堤などで囲まれた水面。

用語	解説
フレート・トン	港湾取扱貨物量の単位で、容積 1,133 m <sup>3</sup> または重量 1,000 kgを 1 フレート・トンとして、このどちらか大きい方で計上される。
分区	港湾の秩序ある開発や港湾機能を十分に發揮させ、港湾における諸活動を円滑に行わせるために、臨港地区を機能別に分けた区域のこと。
防砂堤	砂による河口の閉塞や、砂の移動によって港内や航路の埋没を防ぐために海岸などから突出させて築造される防波堤に準じた構造物。
防潮堤	高潮・津波などによる海水の侵入を防止するための構造物。
防波堤	港の外から来る波が港の中に侵入することを防ぎ、船や施設を守るために設置される構造物。
水際線	港湾法上では、 <small>こうゆうすいめんうめたてほう</small> 公有水面埋立法上での岸線を基本としている。
物揚場	小型船等を対象として設けられたけい船岸を物揚場という。一般に水深が -4.5m 未満の係留施設の通称名。
離岸堤	海岸の沖合に設けられる侵食防止のための堤防状の構造物。
	
臨港地区	港湾の管理運営を円滑に行うため、 <small>こうわんくいき</small> 港湾区域と一体として機能すべき陸域で、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区。
臨港道路	港湾法により定められている、港湾内や港湾と周辺の公道を結ぶ道路。